

警報発令時の対応指針

非常変災時における児童の安全確保について

福山市立川口東小学校

大雨や台風等による非常変災時における児童の安全確保について、気象状況を把握しながら、必要に応じて早退・臨時休業などの措置をとります。ご協力よろしくお願いいたします。

大雨・台風による警報が発令された時

1 臨時休業とする場合

- ① 前日に決定した場合・・・文書でお知らせします。
- ② 当日朝に決定した場合・・・午前6時半～7時の間に、「児童生徒安全確保対策用メール配信(すぐメール)」でお知らせします。
なお、学校は地域の緊急避難所となっています。緊急連絡用に電話回線を確保しておくため、各家庭から学校への問い合わせは出来る限り控えてください。
- ③ 臨時休業の連絡がない限り、児童は集団登校をします。

2 授業を中止して早退させる場合

- ① お知らせ文書を持たせ、集団下校等の安全対策をとって下校させます。
- ② 留守家庭の児童については、児童本人に帰宅後の安全を確認します。鍵を持っていない場合や、低学年で本人が判断できない場合などは、保護者に電話で連絡し、迎えに来ていただく等の措置をとります。

- * 放課後児童クラブについては、放課後児童クラブに詳細をご確認下さい。
- * 大雨・台風以外の気象警報が発令された場合は、登下校の安全などを考えて学校長が判断します。その場合の連絡は、大雨・台風の時と同様とします

地震・津波発生時

1 震度5強以上が発生した場合<ラジオ・テレビなどの情報を注意して聞いて下さい。>

- ① 始業前に発生・・・臨時休業。
- ② 授業中に発生・・・学校待機。翌日は臨時休業。
- ③ 放課後に発生・・・翌日は臨時休業。

2 震度5弱以下が発生した場合

- ① 学校施設の被害状況、通学路の状況により学校長が判断します。
- ② 臨時休業にする場合は、「児童生徒安全確保対策用メール配信(すぐメール)」でお知らせします。
- ③ 臨時休業の連絡がない限り、児童は集団登校します。

3 地震による津波が発生した場合

学区の状況や警報・注意報等の情報により学校長が判断します。